

鳥取県土木工事施工管理基準の改定の概要について

令和8年2月
鳥取県土木整備部技術企画課

1 第2章 出来形管理基準の改正概要

○ 国交省が土木工事施工管理基準を令和7年3月に改定を行ったため、この改定に併せて最新の出来形管理基準の改定を行った。

(1) 国交省の施工管理基準に合わせて改定した箇所

区分	変更内容
第1章 総則 7. その他 (2) 情報化施工	10,000 m ³ 以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第2編 土工編」に読み替えるものとし、「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。

(2) 出来形管理基準及び規格値の目次を見直した工種等

編章節	工種	種別
第7節 地盤改良工 3-2-7-9-2	固結工	スラリー攪拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第8編固結工（スラリー攪拌工・パーティカルドレーン工）編」による管理の場合

(3) 出来形管理基準及び規格値を追加・見直した工種等

編章節	工種	概要
3-2-3-24（共通の工種）	伸縮装置工（ゴムジョイント）	・測定基準を「高さについては車道端部及び中央部の3点据付け高さ：舗装面とゴムジョイントの段差 仕上げ高さ：舗装面と後打ちコンクリートの段差 表面の凹凸：ゴムジョイントと後打ちコンクリートの高低差 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下」に修正
3-2-7-9（地盤改良工）	固結工 （スラリー攪拌工） 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第8編固結工（スラリー攪拌工）編」による管理の場合	・工種名を 固結工 （スラリー攪拌工） 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第8編固結工（スラリー攪拌工）・パーティカルドレーン工編」による管理の場合」に改定

(4) 3次元データによる出来形管理の新規追加

① 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理が可能な工種に新規適用。

【「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の出来形管理基準及び規格値】

編章節	工種	概要
3-2-7-7（地盤改良工）	パーティカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ベーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工）	・「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の適用が可能
	締固め改良工 （サンドコンパクションパイル工）	・「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の適用が可能

2 第3章 品質管理基準の改正概要

○ 国交省が土木工事施工管理基準を令和7年3月に改定を行ったため、この改定に併せて最新の品質管理基準の改定を行った。

(1) 追加した試験時期・頻度等（品質管理基準の変更箇所一覧表）

【品質管理基準及び規格値】 ※変更した該当箇所を記載							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要
1セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランブ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回 なお、テストピースの採取は、1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（σ3）を追加で採取する。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。
1セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。
6 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。	
			施工	必須	外観検査（鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む））	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下
			鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 234312-1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。	

【品質管理基準及び規格値】

※変更した該当箇所を記載

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
			鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。
		その他	鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	
			鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（根固め）水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%（中掘り杭工法）、60%（プレポーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	
6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²
14 アスファルト舗装（歩道、簡易舗装を含む）	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの

【品質管理基準及び規格値】

※変更した該当箇所を記載

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
30 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料1回/日以上、 構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ² ~150m ² ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースの採取は、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。
33 路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.9路上で破碎した路盤再生骨材の目標粒度範囲による	当初及び材料の変化時	
34 路上表層再生工	施工	必須	かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」	-0.7cm以内	1,000m ² 毎	

3 第4章 写真管理基準の改正概要

- 国交省が土木工事施工管理基準を令和7年3月に改定を行ったため、この改定に併せて最新の品質管理基準の改定を行った。

(1) 国交省の撮影箇所一覧表 (品質管理、出来形管理) に合わせて改定した箇所

【撮影箇所一覧表 (出来形管理)】

※変更した該当箇所を記載

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 共通 的 工 種	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1 施工箇所に1回 〔打込後〕	3-2-4-4
						根入長	1 施工箇所に1回 〔打込前〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
						杭頭処理状況	1 施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 共通 的 工 種	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	偏心量 (鋼管杭・掘削心)	1 施工箇所に1回 〔打込後〕	3-2-4-4
						根入長 (鋼管杭、ロッド)	1 施工箇所に1回 〔打込前〕	
						数量、杭径(ソイルセメント柱径)	全数量 杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後	
						杭頭処理状況	1 施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1 施工箇所に1回 〔打込後〕	3-2-7-9
						深度	1 施工箇所に1回 〔打込前後〕	
						ただし、(スラリー攪拌工)において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編 固結工(スラリー攪拌工)・パーチカルドレーン編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。		